

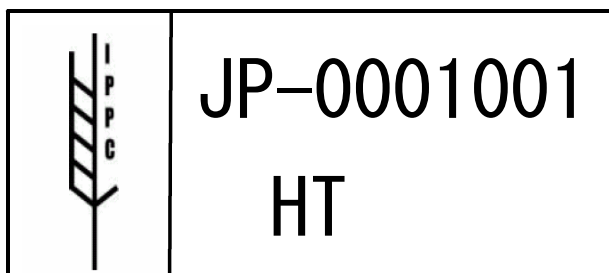
別紙2（第4及び第7関係）

消毒済みの表示と表示方法

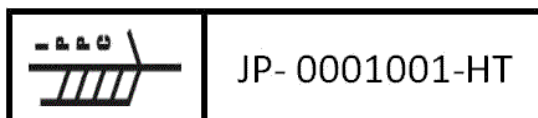
第1. 消毒済みの表示

1. 消毒済みの表示（以下「マーク」という。）を次に例示する。

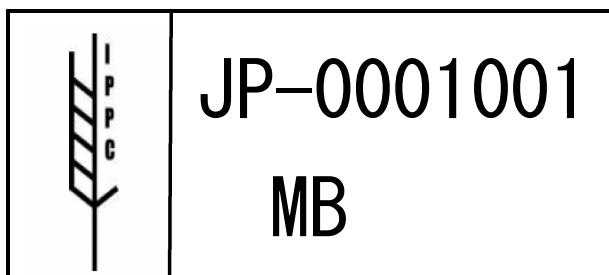
（1）熱処理の場合



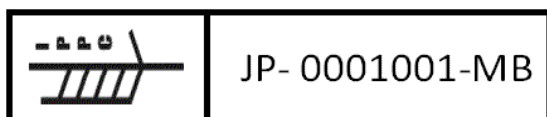
又は



（2）臭化メチルくん蒸処理の場合



又は



2. マークは次に掲げる事項を必ず含むものとする。

- (1) 国際基準で定められたシンボルマーク
  - (2) 国コード (JP)
  - (3) 木材こん包材生産者登録番号 (JP ーの後の7桁の数字。なお、数字は左から、登録こん包材生産者の所在地を識別する3桁の数字(別表参照)、次いで実施機関を識別する1桁の数字、最後に登録こん包材生産者を識別する3桁の数字により構成されるものとする)
  - (4) 消毒方法(熱処理:HT、臭化メチルくん蒸:MB)
3. 国コードと生産者登録番号との間はハイフン(ー)で区切る。なお、消毒方法の表示を国コード及び生産者番号と同じ行に表示する場合は、双方の表示の間をハイフン(ー)で区切る。
4. マークの形式は、長方形又は正方形で、その枠の内側に2の情報のみを記載する。また、シンボルマークとコード等の要素は縦の線で区切る(ただし、ステンシル等で表示されるマークにおいては、境界線やコード等に小さな隙間が生じる場合もある。)
5. 登録こん包材生産者は、自らの裁量により、特定のロットを識別するために使用する管理番号、加工年月日、登録こん包材生産者名等、2に掲げた事項以外の情報を1に例示したマークの枠の外側に追加することができる。追加する情報は、2に掲げる事項の判読を確保するため、混同若しくは誤解を生じさせるおそれのあるもの又は欺くものであってはならない。

## 第2. マークの表示方法

1. 本要領に従って消毒された木材及び本要領で規定された消毒を必要としない加工木材の複数の部材で構成される木材こん包材の場合、組み立てられた木材こん包材全体を一つの木材こん包材の単位としてマークを表示する。
2. マークは次に掲げる要件を備えるものとする。
  - (1) 明瞭に判別できること。
  - (2) 耐久性があり、取り外せない方法で付されていること。
  - (3) 判別できる位置に配置され、可能な限り木材こん包材の一面と反対側の一面の少なくとも2面に付されていること。
  - (4) 赤色及びオレンジは使用を避けること。
3. マークのある木材こん包材を4に掲げる修理又は5に掲げる再製造を行うことなく、そのまま再使用する場合は、再消毒及び新たなマークの表示は不要である。
4. マークのある一つの木材こん包材の構成部材の約3分の1以下を取り外し交換する場合は修理とみなし、本要領に従って消毒された木材または本要領で規定された消毒を必要としない加工木材のみを使用する。また、消毒された追加構成部材にのみ、それぞれ新たにマークを表示する。ただし、複数のマークが混在し、登録こん包材生産者の特定が困難となる場合は、本要領に従って全体を再消毒し、新たにマークを表示する。
5. マークのある一つの木材こん包材の構成部材の約3分の1を超えて交換する場合は再製造とみなし、本要領に従って全体を再消毒し、新たにマークを表示する。
6. 4または5で、木材こん包材全体を再消毒する場合、以前に使用されたマークはすべて消す。